

セーフティネット保証 1 号 認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号】 連鎖倒産防止

■認定基準

- ・国の指定する再生手続開始申立等事業者に対して、50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
 - ・国の指定する再生手続開始申立等事業者に対して、50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者
- ※指定事業者については、中小企業庁のホームページ参照。

■提出書類

①認定申請書

様式は、市ホームページまたは産業振興課窓口で取得してください。

※実印を押印してください。

②（個人の場合）直近の**所得税確定申告書**

（法人の場合）直近の**法人税確定申告書**

※e-TAX『受信通知』を添付してください。『受信通知』が無い場合は、申告書のコピーの余白に、税務署に確定申告した日付を記入してください。（令和 7 年 1 月以降、税務署で申告書等の控えに収受日付印の押なつがされなくなり、取扱いを一部変更いたしました。）

③印鑑証明書（※交付 3 か月以内のもの）

④（法人の場合）**履歴事項全部証明書**（※交付 3 か月以内のもの）

※住所・本店所在地が市外の場合は、別途、市内に主たる事業所があることを証明する書類を提出してください。

⑤**指定事業者に対する債権額を証明する書類**の写し

手形・小切手、売掛台帳、債権届出書、請求書等

※余白に**申請者名・所在地**を記載の上、**実印**を押印してください。

※客観性の乏しいものは受付できかねる場合があります。

⑥【任意】返信用封筒（レターパックか、必要分の切手を貼付した封筒）

※認定書を郵送で受け取ることを希望する場合、必須です。

■手続きの流れ

申請内容を審査し、認定書を発行します。（認定書の発行までは約1週間かかります。）

なお、申請内容が認定基準を満たさない場合は認定できません。

記載内容の訂正が必要な場合や、添付書類に不足がある場合は、電話で連絡いたします。

※市が認定した日から30日以内に、東京信用保証協会に対して保証を申し込んでください。